**消防計画作成チェックリスト（共同住宅用）**

□統括防火管理義務対象物【　該当　・　非該当　】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 作　成　す　る　内　容 | | 作　　成  チェック | 備考 |
| 第１ | 防火管理者等の業務について |  |  |
| 第２ | 居住者が行う防火管理対策について |  |  |
| 第３ | 火災が発生した場合の行動について |  |  |
| 第４ | 震災対策について |  |  |
| 第５ | 訓練について |  |  |
| 第６ | 共用部分における消防用設備等の点検及び報告について |  |  |
| 第７ | その他 |  | 必要に応じ |
| 第８ | 防火管理業務の委託について |  | 委託の場合 |
| 第９ | 避難経路図の掲示 |  |  |
| その他 |  |  |  |

（備考）

１　作成チェックは、消防計画の作成者が、当該共同住宅の消防計画の作成にあたり、必要項目を確認し、作成したものについて「レ」印でチェックしてください。

２　【該当・非該当】欄は、どちらかを〇で囲んでください。

**消防計画（共同住宅用）**

**消防計画**

年　　月　　日作成

|  |
| --- |
| **この計画で定めたことは、居住者が守らなければなりません。** |
| **第１　防火管理者等の業務について** |
| 防火管理者は、次に掲げる業務を行う。  １　消防署への報告及び連絡  ２　居住者への火災予防対策、火災発生時及び地震発生時に近隣者が行うべき行動の呼び掛け  ３　建物、屋外階段等の自主検査の実施及び報告  ４　共用部分における消防用設備等・特殊消防用設備等  　　　　　　　　　　　　　　　　　　の点検及び維持管理  ５　居住者に対する自衛消防訓練参加の呼び掛け  ６　消防署から配布された広報紙の回覧及び管理  ７　その他 |
| **第２　居住者が行う防火管理対策について** |
| 居住者は、自己の責任において、次の対策を行う。  １　住戸内における火気管理  ２　住戸出入口防火戸の閉鎖機能の維持管理  ３　バルコニーにおける避難障害となる物件の除去  ４　階段・通路等の共用部分における燃えやすい物及び避難障害となる物品の除去  ５　消防用設備等・特殊消防用設備等（  　　　　　　　　　　　　　　　　　）の周囲における使用障害となる物品の除去  ６　の周囲における使用障害となる物品の除去  ７　その他 |
| **第３　火災が発生した場合の行動について** |
| １　火災を発生させた者又は火災を発見した居住者は、大声で他の居住者に知らせ  る。  ２　１１９番通報は、火災を発生させた者又は同一階の居住者が協力して行う。  ３　初期消火は、消防隊が到着するまで居住者が協力して行う。  ４　玄関から避難できない場合にあっては、バルコニーの仕切板を破壊して隣戸から安全な場所へ避難を行う。  ５　その他 |
| **第４　震災対策について** |
| 【震災の事前計画】  １　防火管理者は、建物及び消防用設備等の点検を行い、居住者は住戸内の火気管理、避難障害の除去等を行う。  ２　居住者は、家具、什器類等の転倒、落下及び移動の防止の措置を講ずる。  ３　居住者は、火気設備・器具の上部及び周囲には、転倒落下のおそれのある物品等を放置しないことを徹底する。  ４　居住者は、階段・通路等の共用部分に避難障害となる物品等を放置しないことを徹底する。  ５　居住者は、地震時の対応方法等の防災訓練・防災教育を「６　訓練について」に準じて実施する。  ６　防火管理者は、周辺地域の事業所及び住民と連携し、災害発生時の消火活動、救助、救護活動を行う体制を確保する。  ７　その他    【震災時の活動計画】  １　地震発生時は、身の安全を守ることを第一とする。  ２　緊急地震速報を見聞きしたときは、周囲の人に知らせるとともに、身の安全を確保する。  ３　地震の揺れがおさまった後は、火気設備、器具を確認し、出火防止に努めるとともに、火災を発見した場合は、居住者で協力し合い、通報、初期消火を実施する。  ４　救助を必要とする者が発生した場合、居住者で協力し合い、初期救助・救護を実施する。  ５　居住者は、火災の危険が予測される場合は、適切に避難を実施する。  　　避難場所：  　　避難方法：  ６　避難する際は、電源ブレーカーを遮断する。  ７　居住者は、周辺地域の事業所及び住民と連携し、消火活動、救助・救護活動を実施する。  ８　防火管理者は、震災時に「むやみに移動を開始しない」ことを徹底する。  ９　その他 |
| **第５　訓練について** |
| １　防火管理者は、居住者に対して消防用設備等・特殊消防用設備等の設置場所及び使用方法、避難経路等の周知徹底を行う。  ２　居住者は、当該共同住宅が実施する自衛消防訓練や町会、自治会等が実施する  地域の防災訓練に積極的に参加する。  ３　居住者は、消火器を用いた消火訓練を積極的に実施する。  ４　その他 |
| **第６　共用部分における消防用設備等の点検及び報告について** |
| １　消防用設備等・特殊消防用設備等は、点検設備業者に委託して行うものとし、防火管理者がその結果を受け、３年に１回消防署に報告する。  ２　その他 |
| **第７　その他** |
|  |
| **第８　防火管理業務の委託について【　該当　・　非該当　】** |
| １　防火管理者の業務の委託（外部選任）状況   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 防火管理者の業務を受託した者の氏名および住所等  （法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地） | 氏名  （名称） |  | | 住所  （所在地） |  | | 電話番号 |  |   ２　防火管理業務の一部委託状況   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 受託者の氏名  及び住所等 | 氏　　　　名  （名　称） |  | | 住　　所　等  （所在地） |  | | 防火管理の状況（該当する場合のみ記入します。） | 防火管理者  職・氏名 |  | | 営業所等 |  | | 教育担当者  職・氏名  講習等種別  修了番号 |  | | 教育計画 |  | | 防火管理業務の範囲及び方法 | 委託範囲 |  | | 委託業務実施  方法 |  | |  | |
| **第９　避難経路図の掲示** |
| 避難経路図 |